

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）

イ 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第21条関係）

(2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第5条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第6条関係）

(4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第4条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

フルタイム会計年度任用職員に対して令和5年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料について定めました。（附則第3項関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第3関係）

(2) 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第22条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1関係）

(2) 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第21条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、行政機関等匿名加工情報利用手数料等を新設しました。（別表関係）

(2) 旅券法等の改正に伴い、一般旅券が未交付のまま失効した場合において、再度一般旅券の発給を申請したときにおける一般旅券の発給に係る手数料を新設するとともに、一般旅券査証欄増補手数料を廃止しました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、1の(2)については令和5年3月27日から、(1)については同年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、電線共同溝に設ける電線等に係る使用料を新設しました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

行政手続のオンライン化を推進し、県民の利便性の向上を図るため、申請等の手数料のうち静岡県収入証紙をもって納付することとされているもの等について、電子情報処理組織を使用する方法等により納付することができることとしました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県情報公開条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を非開示情報に追加しました。
(第7条、第9条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇個人情報の保護に関する法律施行条例

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示の手続等について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 開示決定等の期限等について定めました。(第3条～第7条関係)
- (2) 静岡県個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めました。(第8条～第17条関係)
- (3) 個人情報の取扱いに関する諮問等について定めました。(第18条～第20条関係)
- (4) 秘密保持義務に違反した静岡県個人情報保護審査会の委員に対する罰則を設けました。(第21条関係)
- (5) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

旅券法の改正に伴い、現在、市町が処理することとしている事務の削除等をする改正を行いました。
(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年3月27日から施行することとしました。

◇静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 県議会の責務について定めました。(第3条関係)
- (2) 個人情報等の取扱いについて定めました。(第4条～第16条関係)
- (3) 個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めました。(第17条関係)
- (4) 議会の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めました。(第18条～第44条関係)
- (5) 個人情報の開示決定等に係る審査請求について定めました。(第45条～第47条関係)
- (6) 施行の状況の公表について定めました。(第52条関係)

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。